

一般社団法人日本側彎症学会役員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本側彎症学会定款(以下「定款」という。)に基づき、役員(理事又は監事をいう。以下、同じ。)の選任及びその任期に関する事項について定めることを目的とする。

(外部役員及び内部役員)

第2条 役員のうち、過去に当法人の評議員となつたことがないものを外部役員といい、これ以外のものを内部役員という。

(内部役員資格及び任期)

第3条 その後に終了する事業年度に関する定時評議員会の終了時に64歳未満の評議員は、内部役員に選任されることができる。

- 2 内部役員のうち、理事及び監事は、連続2回まで、評議員会でその地位に選任されることができる。
- 3 任期中に内部役員が65歳を超えても、当該任期の末日までは、当該内部役員はその地位にとどまることができる。

(役員選挙の公示)

第4条 理事会が役員を選任を評議員会の議題にしようとするときは、理事長は、原則として当該議題を目的とする評議員会の日から6か月前までに、当該評議員会で議決権を有する評議員に対してその旨を適切な方法で通知(公示)するものとする。

(立候補及びその撤回)

第5条 役員に立候補しようとする者は、前条の評議員会の日から4か月前に、理事長宛てにその旨を申請しなければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、申請者は、立候補届その他所定の書類を提出しなければならない。
- 3 前2項に基づいて申請した者がそれを撤回するときは、前条の評議員会の日から2か月前までに申請者本人の自署による撤回届を理事長に提出するものとする。

(議案の提出)

第6条 理事会は、前条に基づいて行われた立候補の状況等をふまえて、役員を選任に関する議案の内容を決定する。

2 定款第 17 条に基づく評議員会の招集通知には、理事会が決定した役員の選任に関する議案の内容を記載するものとする。

附 則 この規則は、令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

附 則 この改正規則は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。